

精華町立学校の教育職員の勤務時間の上限に関する方針

令和2年6月29日

精華町教育委員会

はじめに

精華町教育委員会では、教職員の長時間勤務の是正に向け、平成30年3月に京都府教育委員会が策定した「教職員の働き方改革実行計画」等に基づき、町立小中学校における「教職員の働き方改革」の取組みを推進してきたところです。

そうした中、労働法制全体では、「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」（平成30年法律第71号）により、罰則付きの時間外労働の上限規制が導入されるとともに、事業者に対する労働時間の状況の把握義務が明確化され、原則として平成31年4月から施行されました。

また、公立学校の教育職員に関わっては、同法の趣旨を踏まえ、「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法」（昭和46年法律第77号）が改正され、令和2年1月、同法第7条第1項の規定に基づく指針（公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員のサービスを監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針）が告示され、京都府は、府費負担の教育職員の勤務時間の上限を府の条令に根拠付けました。

こうした動きに対応して、精華町教育委員会では、「精華町立の小学校及び中学校の教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則」を新たに制定し、同指針を踏まえた上限時間を規定し、服務監督者としての責務を明確化したところです。

精華町教育委員会は、新しい時代に向けた教育を推進するための持続ある学校体制を整備するため、この度、「精華町立学校の教育職員の勤務時間の上限に関する方針」を定め、教職員の働き方改革の実現に向けた取組を一層強力に推進します。

1 趣 旨

精華町立学校における「教職員の働き方改革」の実現に向け、「精華町立の小学校及び中学校の教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則」（以下「規則」という。）第3条の規定により、精華町立学校の教育職員の勤務時間の上限に関する方針（以下「方針」という。）を定める。

2 方針の対象者

方針は、精華町立学校に勤務する教育職員（職員の給与等に関する条例（昭和 31 年京都府条例第 28 号）第 2 条に規定する教育職員）を対象とする。

なお、それ以外の職員については、労働基準法に定める時間外労働の規制が適用される。

○職員の給与等に関する条例（抜粋）

第 2 条

(7) 教育職員 校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、講師（常時勤務の者並びに法第 28 条の 4 第 1 項、第 28 条の 5 第 1 項又は第 28 条の 6 第 1 項若しくは第 2 項の規定により採用された職員（以下「再任用職員」という。）で法第 28 条の 5 第 1 項に規定する短時間勤務の職を占めるもの（以下「再任用短時間勤務職員」という。）及び地方公務員の育児休業等に関する法律（平成 3 年法律第 110 号。以下「育児休業法」という。）第 18 条第 1 項又は地方公共団体の一般職の任期付き職員の採用に関する法律（平成 14 年法律第 48 号）第 5 条の規定により採用された職員（以下「任期付短時間勤務職員」という。）に限る。以下同じ。）、実習助手及び寄宿舍指導員をいう。

3 勤務時間の上限時間

規則第 2 条に規定する「在校等時間」を方針における勤務時間の管理の対象とした上で、精華町立学校の教育職員の勤務時間の上限を次のとおり設定する。

(1) 上限時間の原則

- | | | |
|---|-----------------|--------|
| ① | 1 か月の時間外在校等時間*1 | 45 時間 |
| ② | 1 年間の時間外在校等時間*2 | 360 時間 |

* 1 1 日の在校等時間から規則第 2 条に定める所定の勤務時間を除いた時間の 1 か月の合計時間

* 2 1 日の在校等時間から規則第 2 条に定める所定の勤務時間を除いた時間の 1 年間の合計時間

(2) 特例的な扱い

上記(1)を原則としつつ、児童生徒等に係る臨時的な特別の事情により業務を行わざるを得ない場合についても、次の時間を超えないようにすること。

- | | | | |
|---|-----------------------------------------------------------------------|--------|----|
| ① | 1 か月の時間外在校等時間 | 100 時間 | 未満 |
| ② | 1 年間の時間外在校等時間 | 720 時間 | |
| ③ | 1 年のうち 1 か月の時間外在校等時間が 45 時間を超える月数 | 6 月 | |
| ④ | 連続する 2 か月、3 か月、4 か月、5 か月及び 6 か月のそれぞれの期間について、各月の時間外在校等時間の 1 か月当たりの平均時間 | 80 時間 | |

この場合において、「臨時的な特別な事情」とは、規則第2条第2項に規定する、児童生徒等に係る通常予見することのできない業務量の大幅な増加等に伴い、一時的又は突発的に、所定の勤務時間外に勤務を行わざるを得ない場合を指す。

具体的には、例えば、学校事故等が生じて対応を要する場合や、いじめやいわゆる学級崩壊等の指導上の重大事案が発生し児童生徒等に深刻な影響が生じている、また生じるおそれのある場合などが想定される。

そのほか、具体の事案の内容に応じて判断することとなるが、非常災害の場合や上記以外で他律性の高い業務（業務量、業務の実施時期その他の業務に関する事項を自ら決定することが困難で、学校として対応せざるを得ない責務を有する業務）が生じた場合が想定される。

4 取組方針

教育委員会及び教職員は、平成30年3月6日京都府教育委員会策定の「教職員の働き方改革実行計画」に基づき、同計画に掲げられた8つのテーマに係る取組みを着実に実行する。その際、次に掲げる取組み、学校運営改革、意識改革等を重視して進めるものとする。

(1) 教育委員会の取組み

教育委員会は、「教職員の働き方改革」を推進し、勤務時間の上限時間を遵守するために必要とされる取組みを具体化し速やかに実施する。

- ・他の自治体の学校の取組みを研究し、効果のあるものの導入を図る。
- ・町内の一部の学校で実施し効果を上げている取組みを他校に拡げる。
- ・学校運営に無駄や非効率が無いかを点検し、学校に対する指導を行う。
- ・校長の要請や、産業医の指導の下に、校長が行う個々の教職員への指導を支援する。
- ・ICT機器の積極的な導入に努めるなど、学校の業務の効率化のための条件整備を進める。

(2) 協働的で組織的な学校運営

校長は、風通しの良い協働的で組織的な学校運営を追求することにより、無駄のない効率的な業務遂行を実現する。

(3) 教職員の指導と支援

校長は、長時間の時間外勤務をしている職員について、必要な指導と支援を組織的に行うとともに、適時に業務量の適正化を図るように努めるものとする。

(4) 教職員の意識改革

教職員は、所定の勤務時間内に仕事を終わることが基本であるとの意識を強く持ち、前例踏襲を避け、重要度の低い業務を積極的に排し、協働的で組織的業務遂行に努めるものとする。

(5) 教職員の働き方改革に関する情報発信

「教職員の働き方改革」に対する保護者や地域社会の理解と協力を得るため、教育委員会と学校は、関連する取組の情報発信に努める。

○ 教職員の働き方改革実行計画

<取組方針>8つのテーマ

1. 学校運営・指導体制の充実・強化
2. 専門スタッフの配置等の促進
3. 部活動運営の適正化と教員の負担軽減
4. 学校業務の更なる改善の推進
5. 学校組織マネジメント力の更なる向上
6. 学校における「勤務時間」を意識した働き方の推進
7. 学校・家庭・地域の役割分担と連携・協働の推進
8. 数値目標の設定による進捗管理

5 健康及び福祉を確保するための措置

教育職員の健康及び福祉を確保するため、別に定めるところにより、在校等時間が一定時間を超えた者に対し、産業医による面接指導を実施するほか、給特法第7条第1項の指針を踏まえ、その他必要な措置を講じるものとする。

6 段階的目標の設定

精華町立学校の教育職員の勤務実態の現状を踏まえ、段階的目標（別記1）を設定して着実に取組を進めるものとする。

7 留意事項

(1) 実施期間

実施期間は令和2年度を起点とする4年間を目途とし、段階的目標及び働き方のルール（取組）の進捗状況等を踏まえて必要に応じて見直しを行う。

(2) 方針の趣旨に反する行為

在校等時間について形式的に上限時間の範囲内とすることが目的化し、授業など教育課程内の学校教育活動であって真に必要な活動であるものをおろそかにすることや、実際の時間より短い虚偽の時間を記録し、又は記録させることがあってはならないこと。

また、本来、業務の持ち帰りは行わないことが原則であり、上限時間を遵守する

ことのみを目的として自宅等に持ち帰って業務を行う時間が増加することは、厳に避けなければならない。

仮に、業務の持ち帰りが行われている実態がある場合には、その実態把握に努めるとともに、業務の持ち帰りの縮減に向けた取組を進めるものとする。

別記1 段階的目標

(1) 第1次目標（令和2年度）

段階的目標	【原則】 1か月 80時間以内 100%、1か月 45時間以内 60%
働き方のルール (取組)	◆統一的取組 *「教職員の働き方改革実行計画」に基づく取組の徹底 ①午後8時までの退勤を徹底 (定時退勤及び可能な限り早期退勤の奨励、ノー残業デーの実施) ②部活動指導方針に基づく学校方針の遵守 (月2回の土日休養日の設定を奨励、複数指導体制の活用) ③週休日の振替等の徹底
	【目安】[平日] 月50時間以内(=2.5時間×20日) [土日] 月30時間以内(=5時間×6日)

(2) 第2次目標（令和3年度～4年度）

段階的目標	【原則】 1か月 60時間以内 100%、1か月 45時間以内 80%
働き方のルール (取組)	◆統一的取組 ①午後7時30分までの退勤 (定時退勤及び可能な限り早期退勤の奨励、ノー残業デーの徹底) ②部活動指導方針に基づく学校方針の遵守 (月2回以上の土日休養日設定を標準化、複数指導体制の徹底) ③週休日の振替等の更なる徹底
	【目安】[平日] 月40時間以内(=2時間×20日) [土日] 月20時間以内(=4時間×5日)

(3) 第3次目標（令和5年度）

段階的目標	【原則】 1か月 45時間以内 100%
働き方のルール (取組)	◆統一的取組の更なる徹底 ①午後7時までに退勤 ②・③はⅡ期と同じ

精華町立の小学校及び中学校の教育職員の業務量の適切な管理等 に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、職員の給与等に関する条例（昭和31年京都府条令第28号。以下「条例」という。）第37条の5に基づき、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（昭和46年法律第77号）第7条第1項に規定する指針（以下「指針」という。）を踏まえ、精華町立の小学校及び中学校の教育職員の業務量の適切な管理等に関し必要な事項を定めるものとする。

(業務を行う時間から所定の勤務時間を除いた時間及び月数の上限)

第2条 精華町教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、教育職員の健康及び福祉の確保を図ることにより学校教育の水準の維持向上に資するよう、教育職員が業務を行う時間（指針に規定する在校等時間をいう。以下同じ。）から所定の勤務時間（条例第2条第4号に規定する祝日法に基づく休日及び同条第5号に規定する年末年始の休日並びに条例第18条の規定により人事委員会規則で定める日（代休日指定された日を除く。）以外の日における正規の勤務時間をいう。以下同じ。）を除いた時間を次の各号に掲げる時間の上限の範囲内とするため、教育職員の業務量の適切な管理を行う。

(1) 1か月について45時間

(2) 1年について360時間

2 教育委員会は、教育職員が児童生徒等に係る通常予見することのできない業務量の大幅な増加等に伴い、一時的又は突発的に所定の勤務時間外に業務を行わざるを得ない場合には、前項の規定にかかわらず、教育職員が業務を行う時間から所定の勤務時間を除いた時間を次の各号に掲げる時間及び月数の上限の範囲内とするため、教育職員の業務量の適切な管理を行う。

(1) 1か月について100時間未満

(2) 1年について720時間

(3) 1か月ごとに区分した各期間に当該各期間の直前の1か月、2か月、3か月、4か月及び5か月の期間を加えたそれぞれの期間において1か月あたりの平均時間について80時間

(4) 1年のうち1か月において所定の勤務時間以外の時間において45時間を超えて業務を行う月数について6か月

第3条 この規則に定めるもののほか、教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員の健康及び福祉の確保を図るために必要な事項については、教育委員会が別に定める。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。